

指定特定相談支援事業所 恵庭市子ども相談支援室え〜る 運営規程

(事業の目的)

第1条 恵庭市(以下「事業者」という。)が開設する恵庭市子ども相談支援室え〜る(以下「事業所」という。)において実施する指定特定相談支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、児童及びその保護者(以下「相談者」という。)に対して必要な支援を行うことにより、相談者に対して適切な指定特定相談支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、児童の能力及び特性を踏まえて、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、相談者の心身の状況や置かれている環境に応じて、相談者の選択に基づき、保健・医療・福祉・教育等の多様な事業者から適切な支援が総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村や地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、相談者の意思及び人格を尊重して、常に相談者の立場に立って、児童に提供される福祉サービス等が特定の種類または特定の通所支援事業を行う者、居宅サービスを行う者に不当に偏ることのないよう、公平中立に行うものとする。
- 5 事業所は、関係市町村、通所支援事業を行う者、居宅サービスを行うもの等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。
- 6 前5項の他、「障害者総合支援法」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)、「児童福祉法」及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第29号)に定める内容のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定特定相談支援事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名称

恵庭市子ども相談支援室 え〜る

(2)所在地

恵庭市黄金南5丁目11番地4 恵庭市子ども発達支援センター内

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1)管理者 1名(常勤、兼任)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的におこなう。

(2)相談支援業務責任者 1名(常勤、専任)

相談支援業務責任者は、相談支援全般に関する調整や相談員への助言等をおこなう。

(3)相談支援専門員 1名(常勤、兼任) 1名(非常勤、専任) 2名(非常勤、兼任)

相談支援専門員は、利用者の生活全般に関する相談、サービス等利用計画等の作成、サービス担当者会議の開催及び継続的なモニタリング等に関する業務をおこなう。

(4)相談員 1名(常勤、兼任) 2名(非常勤、専任)

相談員は、利用者の生活全般に関わる相談、相談支援専門員の業務の補助をおこなう。

(開設日及び開設時間等)

第5条 事業所の開設日及び開設時間は次のとおりとする。

(1)開設日

月曜から金曜までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する日、及び12月29日から1月3日までを除く。

(2)開設時間

午前8時45分から午後5時15分とする。

(3)サービス提供日

月曜から金曜までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する日、及び12月29日から1月3日までを除く。

(4)サービス提供時間

午前9時から午後5時とする。

(指定特定相談支援を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において指定特定相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1)発達に心配のある18歳未満の児童

(指定特定相談支援の提供方法及びその内容)

第7条 事業所で行なう指定特定相談支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1)サービスの提供方法についての説明
- (2)アセスメント(支援する上で解決すべき課題等の把握)の実施
- (3)サービス等利用計画案の作成
- (4)サービス等担当者会議の開催
- (5)サービス等利用計画の作成
- (6)モニタリング(サービス等利用計画の実施状況の把握)の実施
- (7)居宅サービスと合わせて通所サービスを利用する場合は、一体的に計画策定する。

(利用者負担額等に関する管理)

第8条 事業所は、指定特定相談支援事業を提供している児童が同一の月に指定通所支援を受けた時は指定通所支援に要した費用(特定費用を除く。)の額から児童福祉法(以下法という。)第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額を控除した額を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下「令」という。)第24条第1項に規定する負担上限月額、又は令第25条の6第1項に規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超える時は、利用者負担額等合計額を市に報告するとともに、相談者及びサービスを提供した指定通所支援事業者等に通知するものとする。

(計画相談支援給付費に関する通知)

第9条 事業所は、市から法定代理受領により、指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合には、相談者に対し、特定相談支援給付費の額の通知を行なうものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の指定特定相談支援事業の実施地域は、恵庭市全域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第11条 第7条に定めるサービス提供にともなって事故等が発生した時には、直ちに管理者に報告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は非常災害対策について、事業所の設置場所である恵庭市子ども発達支援センターの規定に基づき、センター職員の指示に従い、適切に対応することとする。

(苦情解決)

第13条 事業所は、提供した指定障害児相談支援に関して、相談者からの苦情に迅速に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

苦情受付窓口	相談支援業務責任者	(電話 34-5200)
苦情解決責任者	管理者	(電話 33-3382)

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、相談者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行なうとともに、事業所職員に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(身体拘束等の禁止に関する事項)

第15条 事業所は、障害児等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児等の行動を制限する行為を行ってはならないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児等の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(協議事項)

第16条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は恵庭市と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、指定計画相談支援を提供するため、職員の勤務体制を整備するとともに、職員の資質向上を図るため、研修の機会を設けるものとする。

2 職員は、業務上知り得た相談者等の秘密を保持しなければならない。

3 事業所は、職員・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、提供したサービスに関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援事業を提供した日から5年間保存するものとする。

附則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

この規程は、平成26年9月5日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年5月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。